

平成30年度

公益社団法人 全国少年警察ボランティア協会

決 議

決 議

次代を担う少年たちを、わが国の歴史と伝統を引き継がせつつ、心身ともに健やかに育成することは、国民すべてに課せられた責務である。

近年の少年をめぐる状況を見ると、刑法犯少年の検挙人員は、平成16年以来連続して減少しているものの、同年齢層人口当たりの比率では成人と比べて高い水準を示し、刑法犯少年の中に占める再犯者の比率も3分の1を超えているほか、少年による社会の耳目を集める重大、凶悪な事案も後を絶たないところである。

さらに、少年たちの間に、スマートフォンなどのインターネット接続機器の利用が急速に進んでいるが、これら機器の不適切な利用、例えば安易な書き込みや取扱いにより、いじめや誹謗中傷の対象となるなどのトラブルに巻き込まれたり、コミュニティサイトにかかわることで、性犯罪の被害に遭うなどの事態も増加している。また、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護が大きな社会問題となっている。

私たち少年警察ボランティアは、少年をめぐる状況が依然予断を許さないものであることを認識し、自ら活動の核となり、関係機関・団体や地域住民との連携を密にして、地域社会と一体となった状況に対応した活動を積極的に展開することが必要である。

このため、引き続き、街頭補導、社会参加活動、生産体験活動等を通して積極的に少年たちと触れ合い、その居場所づくりと規範意識やコミュニケーション能力の涵養に努めるとともに、学校や公的機関と連携した学習の手助け等による進学や復学の促進、地域の人々との協力による就労支援等に配慮して、非行少年や非行少年であった者が早期に立ち直り、自立し、改善更生するのを支援する。

また、従来の街頭補導では発見の困難なコミュニティサイト利用に起因する犯罪被害児童の保護に効果的なサイバー補導にも力を入れ、少年がこれら事犯に巻き込まれることを防止し、更に、少年を取り巻く社会環境等の浄化にも努めて、非行を生まず、犯罪被害にも遭わない社会づくりに引き続き取り組み、「地域の少年は地域で守り、育てる」との強い自覚と深い愛情を持って、少年の非行防止と健全育成の実現に向けて活動することを、ここに決議する。

平成30年3月16日

公益社団法人 全国少年警察ボランティア協会